

# 千葉県保育所業務効率化システム貸借 発注仕様書

## 目次

第1章	概要	2
1	目的	2
2	基本的な考え方	2
3	その他	2
第2章	機器の基本仕様	3
1	基本性能条件	3
2	納入仕様	7
第3章	その他の留意事項	9
1	契約期間	9
2	契約にあたっての注意事項	9
3	支払日	9
4	特記事項	9
5	保守等	11
6	監督、検査及び支払の方法	11
7	貸借期間終了時の取り扱い	12
8	関連ベンダー連絡先	12

令和6年3月4日  
千葉県こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課

# 第1章 概要

## 1 目的

本事業は、公立保育所への保育業務支援システムの導入（以下「ICT化」）により、業務を効率化し、①保育現場の事務負担軽減及び②保育の質の向上を図るとともに、③保護者の利便性向上を図ることを目的とする。

本調達案件は、上記達成に必要となるシステムの賃借と、既存システムからのデータ移行を調達するもの

## 2 基本的な考え方

本システムは、次にあげる項目を全て満たすことを基本とする。

### (1) 品質の確保

安全かつ適正な運用を実施するために必要と考えられる品質を確保する。

### (2) 情報セキュリティ対策

機密性、完全性、可用性の各々を確保するために必要と考えられる十分な機能を有するものとする。(データの盗難・改ざんの防止、動作状況の監視、障害回復等。)尚、本システムはサーバー構築型の形態はとらず、LG-WAN回線を用いたASP形態を必須とする。

### (3) システムについて

本システムは、WINDOWS OS 搭載タブレット及びCHAINS<sup>※1</sup>機器使用環境下において問題なく使用できる物とする。

尚、上記システムの仕様に関しては「第2章 1 基本性能条件」を参照。

#### ※1 CHAINS (Chiba Administrative Information Network System)

千葉市行政情報ネットワークシステムは、本市の情報通信基盤として整備され、本市拠点を広域イーサネット網（一部はIP-VPN）で接続して通信回線網を構築するとともに、各部署にパソコン等を配備し、一般行政事務を行う職員を対象に、行政事務の円滑な執行や情報共有を目的とした情報システムである

## 3 その他

本仕様書は、上記の目的及び基本的な考え方に基づいた機能・構成等についての最低限の基準を示したものである。

## 第2章 システムの基本仕様

### 1 基本性能条件

#### (1) システム使用環境

下記環境での使用を前提とする。尚、CHAINS 機器は調達済みであるが、WINDOWS OS 登載タブレットは仕様が未確定である為、参考とする。

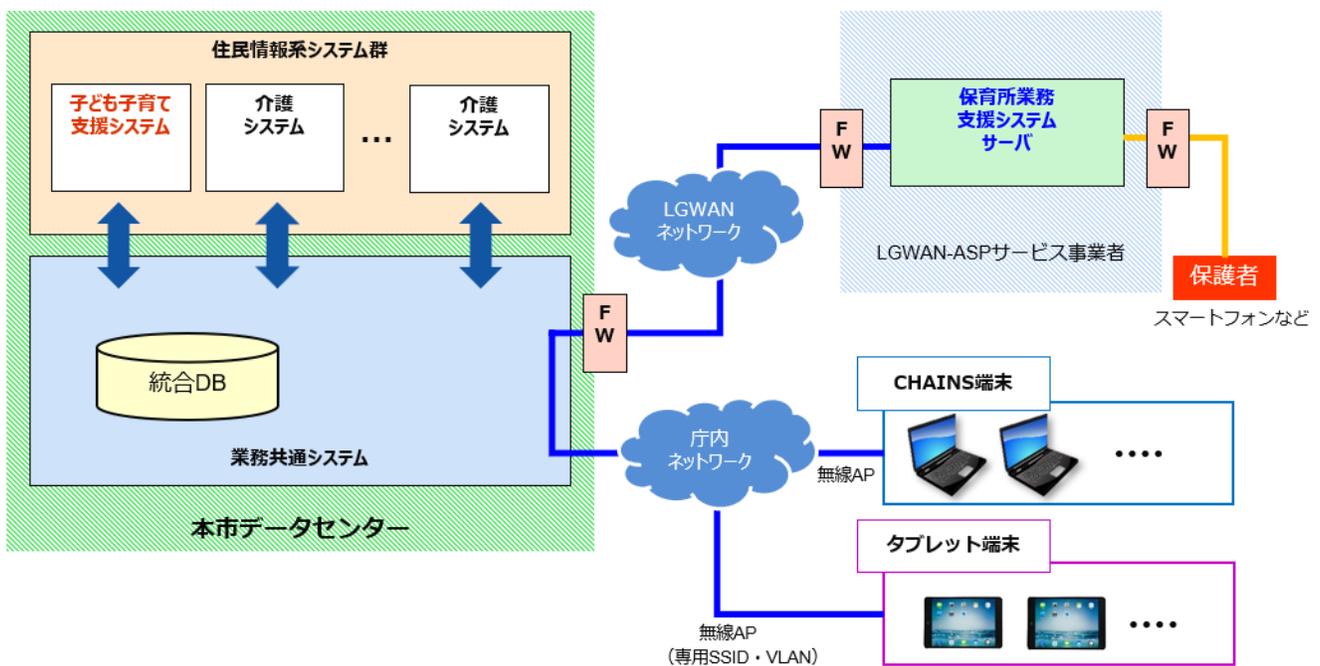
分類	区分	仕様
CHAINS 機器	機種名	VersaPro VK540/C-G
	CPU	AMD Ryzen™ 5 5500U モバイル・プロセッサ
	OS	Microsoft Windows 11 Enterprise
	使用ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome
	メモリ	8GB
	ストレージ	SSD 128GB
	ディスプレイ	13.3 型ワイドカラー液晶 (フルHD : 1920×1080)
	外部ポート	Type-C USB 3.2 Gen2×1(AC アダプタ接続ポート兼用) Type-A USB 3.2 Gen2×2 HDMI ポート×1 RJ45 LAN コネクタ×1 ヘッドフォン/ヘッドフォンマイク ジャック×1
	キーボード	85 キー、JIS 標準配列
	内蔵カメラ	HD 解像度(720P)対応カメラ 効画素数 92 万画素
WINDOWS OS 登載タブレット (参考)	筐体	タブレット型
	CPU	Intel Core i5 以上
	OS	Windows 11 以上日本語版
	使用ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome
	メインメモリ	8 GB 以上。
	記憶装置	SSD 又は eMMC とし、内蔵容量は64GB 以上 Microsoft Windows の bitlocker 機能にて暗号化できるようにセキュリティチップ(TPM2.0)を搭載すること。又はその他の暗号化機能等にてディスク全体が暗号化されること。
	ディスプレイ装置	9.6型以上11型以下 タッチパネル制御方式は、(静電容量結合方式)とすること。
	入力装置	別途、専用のタイプカバーと接続し、入力できる機能を備えること。
	LAN (無線)	IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n 準拠。 Wi-Fi 準拠。
	カメラ	アウトカメラを内蔵すること。
	マイク・スピーカー	内蔵すること。
	インターフェース	USB-C 3.1に対応した USB ポートが1口以上あること。
バッテリー	内蔵バッテリーの駆動時間は、約 12 時間の通常運用が可能な事を目安とする。	

(2) 使用システム

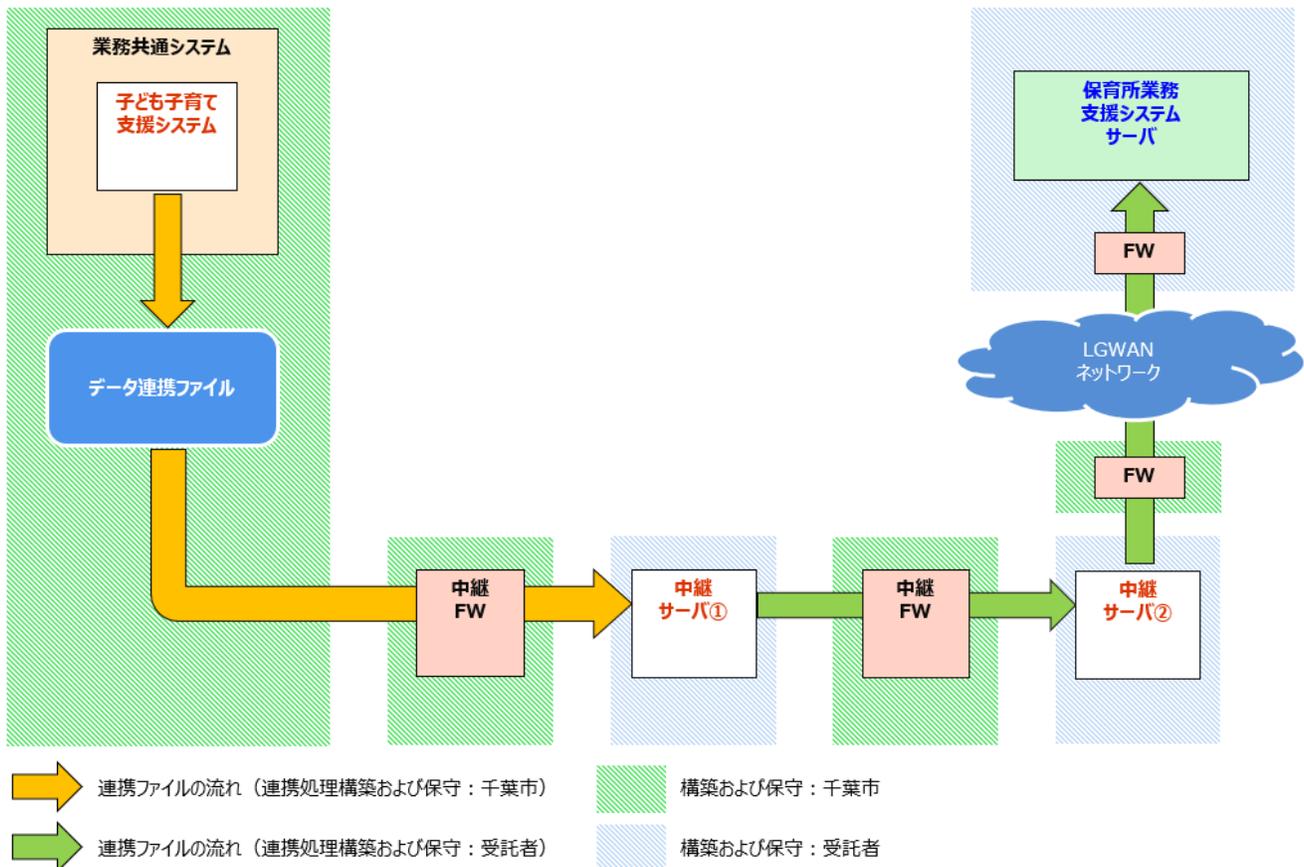
分類	区分	仕様
システム	提供形態	LG-WAN ASP
	新規サーバー構築	なし(集約型、データセンター利用)
	要求機能	別紙-1「要求機能一覧」のとおり
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不具合発生時等に対応可能なヘルプデスクの設置又はこれと同等のサービスを含む</li> <li>・登降園管理は IC カード、およびリーダーを用いた登録を行わない。</li> </ul>

(3) ネットワーク概要図及び連携サーバの構築について

運用形式は LG-WAN ASP を基本とし、下記の通りのネットワーク構築を想定する。



連携サーバの構築については、下記の通り想定する。



連携サーバの構築については下記の通り実施すること。

#### ア 中継サーバ関連

- ・FTP サーバの設定、ウイルス対策ソフトの導入、データ連携、到達保障、排他制御、データ連携ファイル削除、OS 設定を実施すること。
- ・中継サーバ用ウイルス対策ソフトを導入すること。（ライセンス費用含む）  
現行の中継サーバ用ウイルス対策ソフト（Windows Defender、Symantec Endpoint Protection14）と同等以上のものとする。

#### イ 保育業務支援システム連携サーバ関連

- ・FTP サーバの設定、OS 設定を実施すること。

ウ 上記業務に係る資料、サーバ構築、テスト等を実施すること。

#### (4) 要求機能

要求機能に関しては別紙-1 要求機能一覧を参照すること。

#### (5) システムレスポンスに関する規定

上記要求機能仕様に際し、下記の条件を満たした状況で使用できるものとする。

①画面遷移

登録処理や操作画面の切替え時間はおおむね1秒以内とする。

②検索性能

データベースを検索し表示するまでの時間は10秒を超えないこと

③最大同時接続数

最大350台の端末が同時接続した場合でも上記性能を満たすこと。

④バッチ処理

バッチ処理時間は30分以内とする。

上記①～④について、想定した性能を満たさない場合には原因の切り分けを行い、必要な対応について市や関係事業者との協議の上、必要な支援を行うこと

(6) データ連携について

日次ファイルの自動連携を行い、子ども子育て支援システムから中継サーバにおかれた差分データを保育所業務支援システムが取得できること

(必要連携項目)

施設管理区	内定・入所施設サービス種類	内定・入所施設コード	内定・入所施設名	児童宛名コード	児童氏名カナ
児童氏名漢字	児童生年月日	児童性別	児童年齢	保護者宛名コード	保護者氏名カナ
保護者氏名漢字	保護者生年月日	保護者性別	郵便番号	住所漢字	方書漢字
支給認定申請状況	支給認定区分	支給認定開始日	支給認定終了日	広域入所区分	広域入所地区コード
広域入所地区名	保育必要量	保育必要事由(児童)	実施開始日(入所日)	実施終了日	利用者負担階層
多子軽減区分	利用者負担単価	利用者負担額	契約申請状況	施設管理区(並び替え用)	内定・入所施設サービス種類(並び替え用)

なお、子ども子育て支援システムは、令和8年1月を目途に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和三年法律第四十号)に基づく標準化に対応したシステム(以下「標準化対応システム」、という。)に刷新する計画としており、現在、調達(開発)を進めているところである。

これに伴い、標準化対応システムとの連携については、同システムの開発過程において改めて構築しなおす必要があることから、本市関係部署並びに関係ベンダと協力して実施すること。

(7) データセンター要件

本システムを管理するデータセンターは、日本国内に所在し、日本データセンター協会の定めるデータセンターファシリティスタンダードの各基準項目においてティア3以上の基準を満たした設備であること。

(8) 前事業者からの業務引継ぎに伴うデータ移行等について

前事業者(株式会社両備システムズ)からの業務引継ぎに際してはデータ移行等が発生するた

め、前事業者と協力して移行を行うこと。前事業者からは移行のために必要となるデータを汎用的なデータ形式（CSV等）に加工し提供される。また、ファイル・データレイアウト等の資料も提供される。なお、その時点で総務省が公開している中間標準レイアウトに対応する業務については、中間標準レイアウト仕様（最新バージョン）でのデータ提供となり、中間標準レイアウト仕様で定義していないデータ項目を保有している場合には、中間標準レイアウト仕様の予備領域を使用してデータ提供される。

## 2 納入仕様

### (1) 納入数量

#### ア システム運用環境一式

利用端末数は別紙-2「市立保育所等一覧」を参照すること。

参考数量      利用施設数    54施設

登録対象児童数    6,040名（各施設定員の合計）

利用職員数        2,007名（令和5年4月1日時点）

### (2) システム

製品として提供されており、メーカーからのサポートサービスが可能なものであること。バックアップ機能、ログの取得に関しては最低限を要求するものとし、これに関する具体的な要求事項は別紙-1要求機能一覧の該当項目を参照すること。

### (3) 環境構築、作動確認、テスト

ア システム運用におけるセキュリティ対策は、使用開始時点においてすべて対策済みであること。

イ システムの初期設定、運用管理を考慮した設定を実施すること。なお、CHAINSの利用に必要なネットワーク等の設定条件は、別途落札者に提示する。

ウ タブレット端末の初期設定作業は、タブレット端末調達業者が行うため、必要な情報は適宜共有できる体制をとること。

エ 落札者は本調達に記載された仕様を満たす為の動作確認作業を実施すること。

また、落札者の責によるトラブルが発生した場合に係る費用については、全て落札業者負担とすること。

オ 落札者は本システムとCHAINSを構成する機器との接続試験等を行うこと。

なお、接続試験とは本システムの単体テスト、CHAINS 機器から本システムへの接続（プリンタ印刷等を含む）、タブレット端末から本システムへの接続等を行うこととし、詳細については本市の指示に従うこと。

接続試験実施に当たっては、別途指示に従い接続する機器の業者と協力して実施すること。また、本市がテストを実施する場合にも現地立ち会い及び必要な支援を行うこと。

#### (4) 操作研修等

落札者は本システムの運用開始にあたり、担当課職員及びシステムを利用する54園の職員がシステム操作方法を習得し、運用をスムーズに行えるために必要な措置を行うこと。詳細な実施内容については本市と協議の上、決定すること。

#### (5) マニュアル

日本語による取り扱い説明書、クライアント設定項目一覧表（情報セキュリティ設定情報を含む）及び導入機器の構成一覧表を、紙（各保育所に1部）及び電子データ（ホームページの開設、CD媒体による提出等）で納入すること。

#### (5) 稼働までの参考行程

令和6年6月	契約、初回打合せ
～7月	調整事項確認完了
～9月	システム調整、適合改修
～10月	実機による調整
～10月31日	システム調整完了
～12月31日	最終調整
令和7年1月～	システム稼働開始

## 第3章 その他の留意事項

### 1 契約期間

- (1) システム導入期間は契約締結日から令和6年12月31日までとする。
- (2) システムの貸借期間は、令和7年1月1日から令和11年12月31日（60か月）までとする。

### 2 契約にあたっての注意事項

- (1) 契約に必要な資格又は条件に違反した場合は、契約を無効とする。
- (2) 入札書には、必要事項を記入の上、必ず封筒に入れること。
- (3) 入札書に記載する金額は、当該システム導入に係る諸経費等を算定し、契約金額の総額を記載すること。

なお、契約決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)を契約価格とする。入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、それら加算額を含まない金額を入札書に記載すること。

### 3 支払日

- (1) 初年度のシステム導入に係る費用は完了払いとする。
- (2) 貸借費用は契約価格から初年度のシステム導入に係る費用を引いたものの60分の3を、四半期毎に支払うものとする。

※ただし、初年度の支払金額の合計は契約価格の20%を上限とする。

契約期間中に落札者の組織体制が変更となり、債権者情報に変更が生じる場合は直ちに債権者情報の変更届を提出すること。

### 4 特記事項

#### (1) 導入場所

本システムの納入対象施設は別紙-2「市立保育施設一覧」を参照すること。

#### (2) 応札者の条件

平成31年度から令和5年度までに本件と同種の履行実績を有し、自治体へのシステム導入実績があること。また、必要に応じヒアリングに対応できること。

#### (3) 業務遂行にあたっての注意事項

ア受注者は、業務を実施するに当たり、本契約締結後10日以内に、参考行程にある内容を含むプロジェクト実行計画書を作成し、市の承認を得ること。

また、プロジェクト実行計画書で定める管理項目及び管理手法に従って、プロジェクトの進捗、課題管理及び品質管理状況等について適宜、本市に対し報告を行うこと。

イ 落札者は、本市との打合わせ等の議事録及び打合わせ等において生じた検討課題を表にしたものを作成すること。検討課題の表は、落札者が調査、検討し回答するものと、本市が検討し回答するものに分けて、それぞれ回答時期を明示すること。

ウ 落札者は、納入にあたり、本仕様書に明示された機能、性能及びその他条件を十分に満足させること。また、納入するシステムについては、原則として本件調達のために開発されたものではないこと。

エ 納入にあたり、本仕様書に明記されていない事項で必要と認められる作業は、本市が定めた監督員に報告のうえ落札者の責任において実施しなければならない。

オ 本市が定めた監督員が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うこと。

#### (4) 提出書類等

次にあげる書類等を提出すること。ただし、日本語によるものとする。

##### ○ドッジファイル形式で提出を行うもの（各2部）

- ・ スケジュール（プロジェクト実行計画書）
- ・ サービス仕様書（機能設計書、画面一覧、帳票一覧を含む）
- ・ テスト仕様書
- ・ 初期設定シート（本部+54園）
- ・ アプリケーションモジュール（カスタマイズ部分）
- ・ 接続試験計画書
- ・ 接続試験結果報告書
- ・ 移行計画書
- ・ 移行結果報告書
- ・ 保守・運用計画書
- ・ 議事録（検討課題表を含む）
- ・ クライアント設定項目一覧表
- ・ 導入システムの構成一覧表
- ・ システム環境設定書
- ・ 導入作業結果報告書

##### ○上記と別に指定する形式で提出する物

- ・ 紙媒体取扱説明書（各保育所に送付、54部）
- ・ 電子版取扱説明書（FAQを含む）（発注課に送付、CD-ROM1部）

## 5 保守等

### (1) 対応窓口

システムの利用時間は、原則として月曜日から土曜日の午前7時00分から午後8時までである。ただし、日曜祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は除く。上記の時間内で可能な限り質問等に応じられる状況が望ましい。

### (2) システム保守要件

ア システムの保守を、別途費用（出張費等）を要求することなく実施すること。但し、発注者より追加で料金が発生する追加機能の導入を求められた場合に関してはこの限りではない。

イ 不調が予見される事象を発見した場合は、本市と協議した上で、別途費用を要求することなく予防保守を実施すること。

### (3) システム利用用のハードウェアの保守については、本調達に含まない。

### (4) 中継サーバ保守

ア 中継サーバ連携にトラブルが発生した際、調査・対応を実施すること。

- ・ログ確認（現地訪問）、原因切り分け・調査、原因報告、復旧作業

イ 対応条件

- ・保守対応が必要となった場合は、実施すること。対応回数に上限は設けないこととする。
- ・対応時間：月曜日から金曜日9：00～17：00までとする。  
（祭日及び年末年始を除く）
- ・対応開始：当日実施すること（※障害発覚の時間によっては翌日の営業日から対応となる場合有）

## 6 監督、検査及び支払の方法

(1) 本契約の適正な履行を確保するため必要と認める場合は、本市が定めた監督員を本システムの調整場所、その他必要な場所に派遣し監督を行うことができるものとする。

(2) 落札者は、本市が定めた監督員の質問、検査及び資料の提出等の指示に応じ、かつ、修正要求があったときは、これに応じなければならない。

(3) 落札者は、本システムの設置及び設定、調整の作業が完了したときは、本市が定めた検査員に対してその旨を報告し検査を受けなければならない。また、落札者は、賃借期間の満了等により本システムを撤去する際は、撤去作業及び電子情報の消去作業について検査員に報告し検査を受けなければならない。

(4) 上記検査の他に、賃借期間中は必要に応じて中間検査を実施するものとする。

(5) 本件調達に係る賃借料は、賃借期間について算定する。

落札者は月を単位として翌月10日までに本市の指定する方法で請求書を提出し、本市はこれを受けて検査を行う。ただし、賃借期間の満了する日の属する月にあつては、撤去作業及び電子情報

の消去作業の報告を受けて本市が検査を行い、これに合格した後に請求書を提出することとする。  
本市は請求書を適当と認めた日から起算して30日以内に賃借料を支払う。

## 7 賃借期間終了時の取り扱い

(1) 賃借期間の満了時に本市が業務上の必要により延長契約を申し入れた場合は、落札者は契約金額等を含め、合理的な条件の下、これに応じることとする。

(2) 受注者は、契約満了に際して以下の引継ぎを実施すること。

①本市の指示のもと、本契約終了日までに本市が継続した業務遂行に必要な措置を講じ、他のシステム等に移行する作業の支援を行うこと。

②業務引継ぎに伴いデータ移行等が発生する場合、本システムで扱うデータのうち、移行のために必要となるデータを汎用的なデータ形式(CSV等)に加工し、無償で提供すること。更にファイル・データレイアウト等の資料を提供し、誠意を持って協力すること。なお、その時点で総務省が公開している中間標準レイアウトに対応する業務については、中間標準レイアウト仕様(最新バージョン)でのデータ提供を行うこととし、中間標準レイアウト仕様で定義していないデータ項目を保有している場合には、中間標準レイアウト仕様の予備領域を使用してデータ提供を行うこと。データの受け渡しに際し使用する媒体は、その当時に一般的に流通しており、かつ汎用的に使用されているものを用いること。

又、上記完了後はデータを消去し、データ消去作業報告書(様式任意)を提出すること。

(3) 電子情報の消去作業及びそれらに係る報告は、再契約で落札者が引き続き同等の義務を負う場合には、本件調達による賃借期間の満了時の履行を免じる。(再契約の条件を設定する際、当該作業に係る経費を本件調達と重複して算入することはできない。)

## 8 関連ベンダー連絡先

第5次 CHAINS サービス受託業者

第5次 CHAINS サービス FILDG・NECAP コンソーシアム

代表企業 NECフィールドディング株式会社 千葉支店

TEL : 050-3146-3680 (代表)